

### 公道上における練習時の安全走行に関する注意喚起（3）

加盟校・登録選手各位

2015年3月17日  
日本学生自転車競技連盟

標記の件に関しては、2010年5月5日に注意喚起を発し、以降毎年継続してきたところであるが、いまだ改善を要する状況が認められるため、再度注意を喚起したい。

一般公道における練習走行にあたっては、交通ルール（信号を守る、左側を走行する、等）を順守し安全第一で走行することは勿論のこと、一般交通の妨げにならないよう、以下の点に特に注意すること。

- ・走行時の人数は最大でも10人以下、周囲の交通状況に対応して更に少人数で行い、後方からの追抜車両等の妨げにならないように配慮すること。
- ・原則として道路左側を1列で走行し、横並び走行は行わないこと。
- ・後方にサポートカーが追走する場合、交通ルールを守るとともに、他の車両の走行の妨げにならないよう、充分配慮すること。
- ・自らの安全に配慮するとともに、他の歩行者や車両に恐怖心を与えるような側方通過を行わないこと。
- ・一般公道を走行可能な、完全に整備された自転車で走行すること。ベル、後方反射テープも備えること。
- ・公道は市民生活のための重要な社会基盤のひとつであり、其所を使わせて頂いているという感謝の念を忘れないこと。

以上

## 公道上における練習時の安全走行に関する注意喚起（２）

加盟校・登録選手各位

2011年5月26日  
日本学生自転車競技連盟

2011年5月25日、本連盟加盟校（首都大学東京）の学生競技者が神奈川県内の公道において走行中に転倒・自動車と接触し、亡くなりました。謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます。

また今後、このような悲しい事故を防止するため、加盟各校・登録選手各位の一層の安全に対する注意を喚起いたします。とくに、自動車交通量の多い道路での多人数での集団走行は極力避け、危険性のない安全な走行方法に限定して公道での走行を行うようお願いいたします。

以上

## 公道上における練習時の安全走行に関する注意喚起

加盟校・登記選手各位

2010年5月5日  
日本学生自転車競技連盟

はじめに

近年、サイクリスト人口は増加傾向にある。自らの健康の維持増進、移動時の環境負荷の軽減、精神的なストレスの解消といった効用が見直され、自転車を愛する人々が増えることは、多くの人が競技に興味を持つチャンスが増大でもあり、歓迎される場所である。

他方、高速で走る自転車は歩行者等にとっては接触事故の危険を伴った脅威でもあり、自転車のドライバーは自らの安全に配慮するのみならず、歩行者等の安全確保に充分なる注意を払わなければならない。学生競技者は日本の自転車界のリーダーたるべし、という日本学生自転車競技連盟の設立主旨に則り、本連盟加盟校の競技者は、自転車と自動車・歩行者が共存する社会の実現に向けて規範的ライディングを日々実践することを求められている。しかしながら残念なことに、本連盟加盟校選手と歩行者との接触事故が発生した原状に鑑み、以下注意喚起を発する。

### 安全第一・歩行者優先

まずもって、安全がすべてに優先し、自転車は歩行者優先であることを再確認する。

いくら速くゴールに向けて走っても、一瞬の事故がゴールへの到達を阻むことになる。

また、道路は公共の用に供するために整備されており、自転車ライダーはあくまで歩行者優先の上に自らが走る道のあることを心すること。

### 交通ルールの遵守

交通ルールを守る、という当然のことを確実にを行うことが第一歩である。

#### 1 安全管理体制

- ・練習スタート前に、責任者を明確にし、危険回避のための練習中断等の判断が敏速にできる体制を整える。
- ・練習コース上の危険箇所・注意事項を練習参加者全員で情報共有する。
- ・使用器材が交通ルールに適合していること、メンテナンスが充分なされていることを確認する。

#### 2 保険加入

他人に怪我をさせた場合に備え、第三者賠償保険に加入する。（2013年以降、JCF登録に自動付与）  
自分の怪我に備え、スポーツ障害保険等に加入する。

#### 3 使用器材

- ・ベルを備えること（交通ルール上必須。「声を出すから大丈夫」は通用しない）
- ・反射板もしくは反射テープを後方に備えること（昼の練習であっても、トンネル内で身を守るために必須）
- ・ライト（前照灯）を備えること（昼の練習であっても、トンネル内で身を守るため、期せずして夜の時間帯にずれこんだ事態に備え、に必ず取付または着脱式を携帯すること）  
前照機能がある充分な明るさのあるものを使用すること。
- ・独立した2系統のブレーキを前後輪に備えること。
- ・固定ギア付き自転車（トラック・レーサー）の市街地での練習走行は、ブレーキ付きであっても禁止する。

#### 4 走行方法

- ・左側通行　・信号を守る　・携帯電話、ミュージックプレイヤーは走行中使用禁止
- ・前を見る。下を見たまま走行しない。
- ・複数名で走る場合、先頭走者は後方に声、身振りで危険を後方に伝える。

#### 5 事故時の救護義務

- ・万が一、自分が加害者となる事故が発生した場合、けが人の救護を行う。
- また、協力して事故現場に他の車両が接触する二次事故を防ぐ措置を執る。  
以上は主な留意事項であり、これがすべての対策ということではない。  
自らの責任において必要な安全対策を行うこと。

以上

P.S.安全対策に関する情報提供、今後の安全対策の参考となる事象事例の報告等、本連盟まで郵送にてお寄せ下さい。